

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表	第6号	(監査委員事務局)	1
○包括外部監査の結果に基づく措置の公表	第7号	(同)	13

## 監査公表

### 28監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成28年 3月11日

愛知県監査委員	西川洋二
同	青山學
同	後藤貞明
同	中野治美
同	神戸洋美

### 包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【平成26年度包括外部監査】            (情報システムに関する財務事務の執行について)            第1 外部監査の結果—総括的事項—            1 情報セキュリティに関する研修受講の促進について            【意見】情報セキュリティに関する研修受講の促進について            「あいちICTアクションプラン2015」の評価指標とされる「情報化リーダー」を対象とした研修について、より積極的な受講の促進を図り、情報セキュリティ教育を充実させることが望ましい。</p> <p>第2 外部監査の結果—個別的事項—            1 情報システムの調達に係る事務手続について            (1) 情報システム調達時に考慮すべき事項について            【意見】業務端末導入時におけるサポート期間の考慮について            今後は、情報システム開発時における調達仕様書作成時において、OSのサポート期間を考慮した機器の導入を検討する等、セキュリティ要件を十分に考慮することが望ましい。</p>	<p>他会議等との日程調整や研修回数の増加により受講率の向上を図る等、情報セキュリティ教育の充実を図った。</p> <p>平成27年4月に行政情報通信ネットワークの運営管理要領の一部改正を行い、メーカーのサポート期間を考慮したOSの使用について追記するとともに、平成27年5月に庁内各部局に通知を行い、業務システムで使用するサーバについても、サポート期間を考慮して調達するよう周知した。</p>

## 2 情報セキュリティに係る事務手続について

## (1) 外部記録媒体の管理について

## 【意見】外部記録媒体の重要性分類について

各所属では重要性A以外の情報資産の重要性を分類した記録はなく、重要性B以下の情報資産については管理対象が明確に把握されていない状況にあり、その重要性に応じた管理が行われな可能性があると考えられる。

識別された外部記録媒体を含む全ての情報資産については所定の重要性へ分類を行い、管理対象を明確にすることが望ましい。

## 【意見】業務端末の外部記録媒体の規制解除に係る依頼記録について

業務端末に係る規制解除を行う場合には、その理由とともに利用部門において適切な管理者により承認された記録を残すことが望ましい。

平成27年4月までに各システムで使用している外部記録媒体を含む全ての情報資産について所定の重要性へ分類を行い、管理対象を明確にした。

平成26年11月から運用を改め、業務端末に係る規制解除を行う場合には、利用部門は管理部門に対して文書による申請を行い、承認された記録を残すこととした。

## (2) 外部委託業者に対するセキュリティ対策について

## 【意見】外部委託業者の情報セキュリティに関する遵守状況の確認について

汎用コンピュータシステム移行事業において、契約書では、県は、貸与・開示した資料及び情報の利用、管理及び保管状況、個人情報の取扱方法、その他委託業務の履行に関し必要な調査を行うため、定期的又は随時監査を行うことができると定めているが、当該目的で監査を行った実績はなかった。県が要求する情報セキュリティを十分に確保する観点から、外部委託業者に対する情報セキュリティに関する遵守状況の検査など定期的な確認もしくはそれに準ずる対応を行うことが望ましい。

平成26年12月から年1回以上の立入検査を行うこととした。

## 【意見】外部委託契約締結時における立入検査に関する検討について

図書館システムの十分なセキュリティの確保を図る観点から、契約締結時には外部委託業者に対する情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査ができる旨を契約書の記載項目とすることが望ましい。

平成27年1月に情報セキュリティに関する特約条項を変更し、セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査項目を明記し、年1回以上の定期的な立入検査を行うこととした。

## (3) 事故等を発見した時の措置について

## 【意見】情報セキュリティに係る事故等の記録に係る報告について

現在、県は、情報資産の紛失も含めて情報セキュリティに係る事故等として扱い、総務省への報告様式を流用して事故の内容を記録し保存しているが、独自の報告書の様式等は定められていない。

情報セキュリティに係る事故等の報告書の様式を定め、保管する手続を定めるとともに運用を行うことが望ましい。

情報セキュリティに係る事故等の報告書様式を、総務省への報告様式を参考に作成し、平成27年4月に庁内向け掲示板等を活用して各所属に周知した。また、報告書については文書管理規程に基づき適正に保管することとした。

## (4) 情報資産の管理状況について

## 【意見】情報資産管理簿の記載単位について

建設行政情報システム及び財務システムに係る情報資産管理簿に記載されている情報資産と現物の照合ができなかった。

情報資産管理簿は、現物と突き合わせができるよう現物の名称、形態、数量等を記載するとともに、記載内容について定期的に確かめ、必要に応じて実際の状況に合わせて更新

平成27年4月までに、情報資産管理簿について名称、形態、数量等が確認できるように記載内容を修正するとともに、定期的に更新する運用に改めた。

することが望ましい。

【意見】情報資産の毎月の確認について

「愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領」にしたがって管理すべき重要性Aの情報資産については毎月の確認を実施し、その記録を残すことが望ましい。

【意見】情報資産の確認に係る頻度の定めについて

建設行政情報システム及び財務システムに係る各手順書において、情報資産の確認に係る具体的な頻度が記載されていなかった。

情報資産台帳の更新頻度が長期の場合、端末や外部記録媒体の購入・廃棄などにより管理対象とすべき情報資産の内容に変更があった場合に管理すべき対象に漏れが生じる可能性がある。そのため、各システムに係る手順書において、情報資産の確認に係る頻度を具体的に定めることが望ましい。

【意見】未使用の外部記録媒体の管理について

外部記録媒体の管理は、未使用分と使用済み分の保管場所を分離し、使用するために払い出したものの記録を残すことにより使用状況を管理することを検討されたい。

【意見】情報資産に係る識別子について

重要性Aの情報資産に重要性分類を識別するという定めは、県職員が一見してその重要性を判別できるようにすることで情報資産の取り扱いを適切に行うためと考えられるため、対象とされる情報資産について漏れなく対応することが望ましい。

【意見】確定した情報を記録した外部記録媒体の書き込み禁止措置について

書き込み可能な状態で外部記録媒体が保管されている場合、記録された情報について、意図しない修正、消去等加工が行われる可能性が生じるため、該当する情報資産について、書き込み禁止措置に係る対応を検討することが望ましい。

【意見】情報資産の保管場所について

重要性Aに該当する紙面資料についても、施錠可能な場所に保管することが望ましい。

(5) 情報資産の持ち出しについて

【意見】外部記録媒体返却時のウイルスチェックについて

外部記録媒体の貸出しを行う場合は、庁舎内での作業であっても、その返却時にウイルスチェックを実施することが望ましい。

(6) 管理者権限の付与について

【意見】管理者権限に係るモニタリング記録と頻度について

税務システムの本番環境に対する管理者権限のアクセス状況について、県は外部委託先への監査時にヒアリングによって把握しているものの、その記録は残されていなかった。

管理者権限の使用状況に係るモニタリング

平成27年4月に行政情報通信ネットワークの運営管理要領の一部改正を行い、情報資産管理簿に毎月の確認欄を設け、その記録を残すこととした。

平成27年3月に「建設行政情報システム運用手順書」を改正し、年1回以上建設行政システムに係る情報資産の確認を行う旨を規定した。また、平成27年4月に「財務システム情報セキュリティ実施手順」を改正し、年1回以上財務システムに係る情報資産の確認を行う旨を規定した。

平成27年4月に行政情報通信ネットワークの運営管理要領の一部改正を行い、未使用分と使用済み分の保管場所を分離し、払い出したものの記録を残すこととし、未使用の記録媒体についても必要に応じて情報資産管理簿を作成することを追記した。

平成27年4月に行政情報通信ネットワークの運営管理要領の一部改正を行い、重要性Aの情報資産の識別に係る取扱いについて追記した。

平成26年9月に情報が記録された外部記録媒体に書き込み禁止措置を実施した。

平成26年7月に重要性Aに該当する全ての紙面資料について施錠可能な書庫へ移動した。

平成27年1月から外部記録媒体の返却時にウイルスチェックを行い、その記録を貸出簿へ記載することとした。

平成26年度契約分からシステム保守業者に対する監査時に管理者権限の使用状況を記した資料を提出させて確認した上で、監査記録として残すよう運用を改めた。

の頻度を高めるとともに、その記録を残すことが望ましい。

【意見】参照ツールのアクセス権限について  
人事管理総合システムに係る参照ツールは、データの参照を目的として利用していることから、参照権限のみを付与したIDを使用することが望ましい。

(7) ファイルの共有について

【指摘】ファイルサーバ等に係るパスワードの定期的な変更について

「愛知県情報セキュリティポリシー」第27条第2項(2)において、パスワードは定期的に変更することとされている。建設部及び会計局で利用しているファイルサーバ等に係るパスワードについても機密性を高める観点から定期的に変更する必要がある。

(8) ID、パスワードの管理について

【指摘】管理者権限に係るパスワードの定期的な変更について

人事管理総合システムに使用される、管理者権限のIDに相当する一部のIDのパスワードについて、定期的に変更する必要がある。

また、財務システムに係るサーバの管理者IDに係るパスワードを定期的に変更する必要がある。

【指摘】参照ツールに係るユーザー認証について

人事管理総合システムに係る参照ツール使用時のユーザー認証に係るID及びパスワードは記憶させず、毎回入力する必要がある。

【指摘】業務専用端末に係るパスワードの定期的な変更について

建設行政情報システムに係る業務専用端末へのログイン時パスワードについて、定期的な変更がなされていなかった。

セキュリティ水準を維持するため、適切なパスワード管理を行う必要がある。

(9) 自己点検について

【意見】情報セキュリティ統括責任者への報告記録について

地域振興部情報企画課長は情報セキュリティポリシーの遵守状況に係る所属長による自己点検結果の報告について、地域振興部長へ口頭によらず文書による報告を行い、実施内容について承認を受けた旨を記録として残すことが望ましい。

【平成26年度包括外部監査】

(健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果

1 あいち健康の森健康科学総合センター(愛称: あいち健康プラザ)

(1) あいち健康プラザ全般について

【意見】ウェルネスパレー構想との連携について

県の健康長寿産業振興事業では、医療機器

平成27年2月に参照権限のみを付与したIDを設け、担当職員には当該IDを付与することとした。

平成27年度までにパスワードを年2回以上変更する運用に改め、建設部においては変更の都度ファイルサーバ管理担当課から各所属へ変更を促す通知を行い、会計局においてはファイルサーバ管理担当課が一括でパスワードの変更を行っている。

平成27年4月までに各システムに係る管理者ID等のパスワードについて定期的に変更する運用に改めた。

平成27年2月にデータ参照ツール使用時のユーザー認証について自動記憶させず、毎回ID及びパスワードの入力を必要とするよう仕様を変更した。

平成27年3月に該当の端末についてパスワードを定期的に変更するよう運用を改めた。

平成26年度以降、所属長による自己点検結果について、地域振興部長に文書による報告を行い、記録を残す運用に改めた。

平成27年7月から健康科学館において、事業化支



分野あるいは生活支援ロボットを含む福祉用具分野を営む企業に対して、参入の検討から、ニーズ・シーズマッチング、企画・設計、研究開発、普及促進・販路開拓といった事業化までの支援を実施している。そのため、健康科学館において、当該支援を受けた医療機器あるいは福祉用具メーカー等から提供された製品の展示、さらには当該製品の利用方法を実演してもらうことが考えられる。

**【意見】 あいち健康の森全体でのイベントの開催について**

あいち健康の森の活性化には、県民にその存在を十分知ってもらうことが必要である。すでにあいち健康プラザ、あいち健康の森公園を中心に各種イベントが開催されているが、あいち健康の森全体を知ってもらえるようなイベントの開催も必要と考える。

(2) 健康開発館について

**【意見】 健康開発館における健康度評価受検の周知方法について**

健康開発館の初回利用者は、利用する前に、「健康度評価」のうちいずれかのコースを受験する必要がある。当日申込みが可能なコースは医療連携（I）コース及び簡易コースの2つのみであり、所要時間は最短の簡易コースでも約50分、最長の総合コース等では約3時間であるが、当該事項について、利用者がやや認識しにくい表示になっている。当該事項を明瞭に周知し、できるだけ施設を訪れる前に認識のうえで初回利用を行えるようにすることが、利用者満足度の維持向上に資するものと考えられるため、改善策について検討されたい。

**【意見】 健康開発館における宿泊型健康づくりプランについて**

利用者数が見込めないことや、利用者の満足度が低いことを理由に、即、プランの廃止をするのではなく、利用者が不満に思う点について課題として取組むことによりプランを改善していくことで、利用者の潜在的な需要を喚起し、利用者の増加につなげていくことが望ましい。

(3) 健康宿泊館（あいち健康の森プラザホテル）について

**【指摘】 健康宿泊館の利用料の運用について**

ある時期のスイートルームについては、期間限定プランとして、指定管理者が販売促進費として負担する形で、正規料金から50%値引いた宿泊料金での提供を行っており、センター条例の許容する利用料金の範囲外での運用となっている。指定管理者が販売促進費を負担する形ではあるが、値引施策について慎重に検討する必要がある。

**【意見】 健康宿泊館の利用目的の再定義について**

現状、滞在型の運動支援プログラムについて、それほど需要が見込めず、教室割引適用者の宿泊利用率が低く推移していることから、健康づくりの拠点として十分に活用されているとは言い難い。様々な宿泊型健康づく

援を受けた県内の医療機器、福祉用具メーカー等から提供された製品の展示と利用方法を実演している。

平成27年11月にあいち健康の森の有する社会資源を改めて広く周知するため、あいち健康の森立地施設などとともにあいち健康の森健康長寿フェスティバルを開催する等、あいち健康の森の認知度を高める取組を進めている。

平成26年8月から初回利用者は健康度評価の受験が必要であることや健康度評価の所要時間・内容等について分かりやすく表示したパネルを健康開発館受付に掲示するとともに、平成27年度から「健康づくり教室のご案内」（パンフレット）にも所要時間や内容等を表記するなど、周知方法を改め、利用者満足度の維持向上を図っている。

既存の宿泊型健康づくりプランについて、健康づくりだけでなく、平成27年度から利用者ニーズに応え、地元の観光資源を活用した「アクティビティー（遊び）」を盛り込んだ事業を実施する等、利用者数の増加に結び付けている。

条例で定める範囲を下回る宿泊料金を認めるべきではないため、平成26年10月から条例で定める範囲の宿泊料金に改定した。

あいち健康の森周辺施設の観光を含めたヘルスツーリズムモニターツアーを平成27年10月から平成28年2月にかけて実施するなど、宿泊型健康づくりプランを充実させ、宿泊利用者の増加に結び付けている。

りプランを提案し、推進していくことにより、結果として宿泊利用者を増加させ、需要を掘り起こすことが望まれる。

**【意見】健康宿泊館内のレストランが担うべき機能について**

レストラン運営業務については、健康づくり支援施策、食育推進の実施拠点としての機能を与え、そうした機能を発揮できるような民間の創意工夫を採り入れる方策を検討することが適切であると考えている。

2 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（1に係るものを除く）

(1) 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団の財務事務について

**【意見】契約単位の見直しについて**

予定価格が200万円未満であるため、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団会計処理規程第58条第2項第7号に基づき、随意契約の方法により契約を締結している3つの委託業務がある。これらは医療・検査機器の保守点検という業務の内容及び契約期間が同一であることから、機器ごとの区分ではなく、一括委託を行うことが合理的である。今後はこのような件については契約単位を見直し、一括委託を行うことが望ましい。

**【意見】所属研究者に対する科学研究費補助金について**

厚生労働科学研究費補助金について、全額直接経費として研究者に配分されていたが、実際には当該補助金による事業の管理業務の一部を事業団職員が実施していることが明白である。よって、少なくとも当該部分については区分を行い、研究者と協議の上で間接経費の配分を受けることを検討されたい。

(2) 総合健診センターについて

**【意見】劇物の管理状況について**

劇物については、検査室の中の鍵のかかる保管庫の中で保管することとしているが、鍵のかかるキャビネットの中で保管していない劇物が存在した。通常外部の第三者が接触する可能性は低い場所に保管していたものの、盗難等によって紛失した場合の管理責任の観点から、厳重に管理する必要がある。

購入品であるか否かを問わず、保管している劇物については、帳簿に記録し、処分するまで厳重に管理する必要がある。

劇物は使い切った後に新品を開封することとしており、使用中の数量は1本であることが通常なため、使用中の数量は特に管理していないが、稀に検査装置に装備する場合等には、使用中のものが1本とは限らないため、使用中の数量の管理は必要と考える。

**【意見】機器備品の除却漏れについて**

X線テレビ装置について、現物はすでに除却済みであるにも関わらず、台帳上は登録されたままの状態であった。事実判明後、帳簿上除却処理がされたが、本来ならば現物を除却した後、速やかに帳簿処理を実施すべきである。

平成27年度から（公財）愛知県健康づくり振興事業団の管理栄養士とレストラン調理師が連携しカロリー、塩分等健康に留意した商品づくりを行い、利用者の健康づくり支援や食育推進に努めている。

平成26年10月から業務内容及び契約期間が同一の業務については、一括で競争入札を行うよう運用を改めた。

平成27年度から実施実態に応じた区分を行い、所要の経費を間接経費として計上するよう改めた。

平成26年10月に新たに取扱要領を定め、総括的に管理、監督を行うことを目的に管理責任者を定めるとともに、所内にある全ての劇物について劇物管理台帳に記録することとした。さらに、本数管理に加え、使用量等で管理を行うため補助簿等を作成するなど適正な管理が行えるよう運用を改めた。

現物を除却した後、速やかに帳簿処理を行い、実態に沿った台帳管理を行うよう、関係職員に周知徹底を図るとともに、今後年に1回以上照合を行うよう運用を改めた。

**【意見】無償譲渡資産の管理について**

資産管理の観点からは、譲受時点での公正な評価額で計上を行い、固定資産計上なされるべきであるが、団体の会計処理規定上はその処理に関する規定の取決めがないため、現状の処理が即座に誤っているとは言い難い部分もある。しかし、少なくとも、資産取得後の管理上の観点からは備忘価額でも台帳に記録することが望ましい。

**【意見】債権の滞留管理について**

年度途中における督促業務に係るコストが一定程度生じており、その要因の一つとして、納付期限の未記載が影響していることが考えられる。よって、督促業務にかかるコストの抑制のため、納付期限を請求書に明記することを検討されたい。

**【意見】委託料の妥当性の根拠について**

総合検診センターでは、先天性代謝異常症等の検査を実施しており、平成25年度については、新たにタンデムマス法という検査方法を導入して、スクリーニング検査の対象を13疾患加えた初年度であったため、契約金額の積算根拠はなく、県が事業団に対して、一定の検査件数を実施した場合の費用総額の見積り方法等をヒアリングするとともに、他の都道府県の単価調査の結果を踏まえて決定したとのことであった。このような状況であっても、県は費用総額の見積りの妥当性に係る判断根拠を残すことは必要である。

**【意見】機器備品の取得方法に係る選択について**

事業団においては、機器備品のフルコスト、すなわち当初の購入コストのほか、保守、修繕、撤去に係るコストを把握したうえで、実際の物品の利用頻度や今後の利用見込み、劣化度合いといった利用実態をも含めて、総合的な観点から取得方法を選択することが、少なくとも金額的重要性のある物品については適切であると考ええる。

**3 保健所****(1) 監視・指導業務について****【意見】監視・指導の計画・実績対比及びモニタリング・評価について**

各種分野における監視・指導業務は、年度ごとに本庁（県医薬安全課・生活衛生課）で全体計画を策定し、本庁から各保健所に対し計画数が指示されるが、明瞭な実績との対比はされていない。またその対比状況についてモニタリングがなされておらず、最終評価がなされていない。今回往査した保健所の一部では、平成25年度の監視・指導業務の実績が計画数を下回っていた。一定期間ごとに累計実績を計画と対比する形で報告がなされれば、本庁が適時に執行状況の良否を把握し各保健所に指示・支援等を行うことができるものと考ええる。

**【指摘】監視・指導結果報告書への記載漏れについて**

西尾保健所における平成25年度の環境衛生の報告書において、理美容所の指導件数が記

平成26年10月から無償譲渡により資産を受領した場合においても固定資産台帳に当該資産を登録するよう運用を改めた。

平成27年11月から請求書に納付期限を明記するよう改めた。

今後新たな検査方法が導入された場合には、検査単価の妥当性に係る判断根拠を残すよう運用を改めた。

平成26年10月から機器備品の取得に当たっては、購入後の保守・修繕費用等を含めたフルコストや利用実態を考慮し、取得方法を選択していくこととした。

平成26年度に環境衛生関係営業施設等監視・指導実施要領を改正し、翌年4月の最終報告に加え、10月に経過報告することとし、各保健所へ経過報告の結果を還元するとともに、必要な指示等を行う体制を整備した。

平成26年11月に西尾保健所において、担当職員に対して報告書に指導件数を必ず記載するよう周知徹



載から漏れており、空欄で報告されていた。

【意見】指導結果の管理保管について

水道施設の管理指導については、適切に行っているとのことであったが、客観的にその結果を確認することができず、指導要領の趣旨に照らしても適切な状況とは言い難い。所定の様式も、規定されていることに鑑み、今後の監視指導については、所定の様式あるいは、それに代わるような監視指導記録を保存されることが望まれる。

【意見】未引取の食品営業許可証について

愛知県食品衛生規則第2条によれば、許可営業者は営業許可証を営業所の見やすい場所に掲げなければならないと規定されている。許可期間において営業を行うかどうかを確認し、営業を行う場合は営業許可証を掲示するよう指導することが望ましい。

(2) 検査用試薬の管理について

【意見】入手からの経過年月が長期にわたる試薬について

管理リスクを低減するという観点からも、今後の使用が見込めない試薬については、適時に廃却処理を行うなど定期的に見直しを行うことが望まれる。

4 衛生研究所

(1) 調査研究について

【意見】科学研究費補助金に係る間接経費分の簿外処理について

間接経費分の収入及びそれを財源とした支出については、本来それぞれ県の歳出・歳入に計上すべきものであり、今後において適切な執行を要する。また、研究期間が複数年度にわたる場合の各年度の間接経費の未使用分については、独立した法人の場合には繰越しの制度が認められるが、衛生研究所は県の地方機関であり独立した法人ではないため、複数年度にわたる使用方法について、予算・決算のあり方も含めて関係部局を交えて検討されたい。

(2) 検査用試薬等の管理について

【意見】危険ドラッグ（検体）の管理について

危険ドラッグの保管・管理については、薬事法上の定めがないものの、成分が不明で違法薬物及び指定薬物等が含まれる可能性もあることから、紛失・盗難を防止・発見するため、保管・管理に関するルールを整備し、払出の管理及び棚卸についても実施することが望ましい。

5 動物保護管理センター

(1) 登録・飼養許可・立入検査業務について

【指摘】特定動物のマイクロチップ埋め込み延期証明書の失効について

マイクロチップ埋め込み延期証明書が発行された特定動物（ワニガメ）について、有効期間経過後も埋め込みがなされないまま1年余りが経過していた案件があった。特定動物による人への危害防止の観点から、埋め込み延

底するとともに、全ての保健所に対し、同様の記載漏れがないよう周知徹底を行った。

平成26年度から立入調査時に「簡易専用水道等維持管理調査票」を作成し、復命書と合わせて、監視指導記録として保存することとした。

平成26年11月から申請者が営業許可証を引き取りに来ない場合は、許可期間において営業を行うかどうかを確認し、規則に基づいて掲示するよう指導を行っていくこととした。

使用見込みのない試薬の処理を行うとともに、今後は試薬の要否について、定期的に確認し適時廃棄処理を行うよう取扱いを改めた。

平成27年度当初予算から科学研究費補助金に係る間接経費を県の歳出・歳入に計上した。なお、間接経費の執行については、原則どおり単年度で行う。

平成27年11月に指定薬物管理簿に準じて検体ごとに個別管理簿を作成し、払出し等の管理を厳重に行うよう取扱いを定めるとともに、定期的な棚卸しを行うこととした。

平成26年8月に、該当者に対して有効期限内に対応するよう指導を行った。また、所属職員に対して、特定動物の管理台帳に有効期限を転記し失効することがないよう周知徹底を図った。



期証明書の有効期限については当機関において事前の周知・指導によりルールへの遵守を徹底することが必要である。

(2) 物品管理について

【意見】現在使用されていない備品について  
使用されなくなった検査機器が現在も試験検査室内に保管されている。物品は、「常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」とされており、使用せずに長期間保管することは、物品の効率的運用の観点から望ましくない。いずれも将来使用する可能性があるため保管しているとのことだが、定期的に将来の使用見込みを検討し、不用品については、転用や処分することが望まれる。

【意見】月次の棚卸記録の記載について  
月次の棚卸において、すべての毒劇薬を確認しているものの、前月より変動のないものについては、当月の確認印等の記録はされていないことが判明した。この点については、変動がない場合でも、月次での管理記録として記録を残すべきである。

6 本庁における事業

(1) B型・C型肝炎患者医療給付事務処理業務委託について

【意見】契約金額の積算方法について  
積算に使用された申請書等の予定件数の算定根拠が不明である。積算に使用する予定件数の算定根拠を明確にする必要があると考える。  
積算に使用された予定件数と実際の件数に乖離がある。予定件数が実際の件数を上回っており、あるべき金額より過大に積算されている。予定件数を実績に近似するように算定方法を見直す必要があると考える。

(2) 危険ドラッグ対策について

【意見】インターネット販売に対する監視強化の検討について  
店舗の所在を把握することが極めて困難であることも確かであるが、この点、警察組織等との連携を深め、ネット販売情報の入手、監視の強化に向けた検討が望まれる。

(3) 保健所及び衛生研究所における行政サービスに係る手数料及びあいち健康プラザの施設に係る使用料等の算定方法について

【意見】ウイルス、リケッチア及びクラミジア分離同定検査の手数料について  
当該検査の平成24年度実績がゼロであったことから、1件あたりの減価償却費をゼロとして平成25年度の手数料の額を積算した。受益者に適正な負担を望むためには、処理件数がゼロである当該検査について目標利用件数を用いるなど、他の積算方法による検証を行うことが望ましい。

【平成25年度包括外部監査】

(産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

使用していない物品について、使用見込みや必要性の検討を行い、不用と判断した物品について処分を行うよう運用を改めた。

平成27年度から、月内に受払のない薬品についても、月次の棚卸記録を記載することの徹底を図った。

予定件数の算定に当たり、不確定要素に係る積算根拠を残すとともに、実績をベースとした算定根拠に改めた。また、平成27年度から予定件数が実績と乖離した場合でも、実績に応じた支払額になるよう契約方法を単価契約に変更した。

平成27年5月に、愛知県警察本部と連名で、不動産業界に対し、インターネット販売を含む危険ドラッグ販売業者等の拠点の排除について協力を依頼した。

平成27年度から、手数料額の算定に当たって、実績がゼロの検査項目については処理件数を1件として積算する方法に改めた。

## 第1 外部監査の結果—総括的事項—

## 1 財政的援助団体に係る補助金について

【意見】財政的援助団体に係る補助金について（公財）あいち産業振興機構及び（公財）科学技術交流財団については、実態として基本的には県に準じて効率性等を考慮しているものと見受けられるが、まだ不十分な点や、改善できる点がある。

したがって、より事業の有効性及び効率性を高めるため、個別的事項に記載した項目について考慮して運営していただきたい。

## 2 産業労働部の補助金における過年度の意見に対する改善状況

## 【指摘】消費税について

補助金の消費税返還条項が残されたままとなっているが、消費税抜ベースにより補助対象経費を算定する場合には、第2項及び第3項は不要な条項であり、適切な改正を速やかに行うべきである。

## 第2 外部監査の結果—個別的事項—

## 1 商業流通・観光推進関連施策(県産業労働部)

## (1) 商業団体等事業費補助金について

【意見】愛知県商店街振興組合連合会、名古屋市商店街振興組合連合会に対する補助金について

当該補助金の効果の測定については他の商業団体等事業費補助金と同様に適切な評価がされておらず、その効果が不明確である。よって、県は有効な効果測定指標を設定するよう努めていただきたい。そして、有効な効果測定が不可能であるならば、愛商連等に対し、経費の削減や減少する会費に代わる代替収入の模索等、あらゆる経営改善努力を促し、当該補助金の段階的な縮小もしくは廃止も視野に入れた検討をすることが望まれる。

## (2) 愛知県商店街振興組合連合会事業費補助金について

【意見】補助金の有効性評価について

当該補助金における有効性評価の指標は商店街の指導件数となっているが、目的の達成に資するかどうか不明確であるため、高い補助率で交付する必要があるかどうかの判断材料としても、適切な評価を行うことが必要である。

有効なアウトカム指標を設定することが求められる。

## 2 産業振興・科学技術関連施策(県産業労働部)

## (1) ドームやきものワールド開催費負担金について

【意見】少額の負担金について

当該負担金は、ドームやきものワールドの総事業費、191,766千円（予算）に対して728千円であり、総事業費の0.38%に過ぎない。愛知県がドームやきものワールドの負担金を廃止したとしても、ドームやきものワールド開催への影響はほとんどないと考えられる。

主催者として負担金を支出する必要があるということであれば、県が負担しなければならない最低の金額を合理的に算定したうえで、負担金を支出すべきである。

国や県の手当に関する取扱いを参考に、新たに助成企業に対する対象経費に上限を設けるなど、両団体は個別的事項に記載された項目全てに対応し、より事業の有効性及び効率性を高めた運営を行っている。

平成27年4月までに、商業振興事業費補助金及びげんき商店街推進事業費補助金に係る交付要綱を改正し、不要な条項を削除した。

補助金事業の受益者へのアンケート調査により、補助金の効果を有効に測定できるアウトカム指標を設定した。

有効な効果測定の指標を設定できなかった団体については、補助対象経費の見直し、縮減等を行った。

補助金事業の受益者へのアンケート調査により、補助金の効果を有効に測定できるアウトカム指標を設定した。

県として1ブース分の場所の提供を受けていることから、出展料の1ブース分を最低限の金額として負担することとした。

### 3 産業振興・科学技術関連施策（公益財団法人科学技術交流財団）

#### (1) あいちシンクロトン光センター運営事業について

【意見】アフターコストが多額に発生する資産の取得等について

機種本体の選定により、メンテナンス等の業者が固定されるケースでは、アフターコストまで含めて入札することが経済性の観点からは適ったものといえる。機種選定時に機種本体の金額の他に、一定の条件のもとで発生するアフターコストを算定したのもも提出を受けて、これらを加味した総合評価方式により機種本体を選定することが望ましいものと考ええる。

今後は、アフターコストに競争性が働かないことが想定されるケースでは、アフターコストについても考慮することにより、機種選定を行われることが望まれる。

#### 【平成24年度包括外部監査】

（県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～）

#### 第1 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団

##### 1 総括

#### (1) げんきの郷との比較

【意見】健康プラザの動員対策

近隣で成功している参考事例があるのであれば、積極的に連携・協力して動員対策を図るべきである。

#### (2) 抜本的改革の提案

【意見】近隣施設等との連携強化

いかに費用を掛けずに、利用促進を図っていくかが肝心である。前記げんきの郷を含め、近隣に個々に優れた施設が複数あるので、連携をこれまで以上に模索すべきである。是非、素晴らしい発想で、大いに活性化を図ってほしい。

#### 第2 公益財団法人あいち産業振興機構

##### 1 組織

#### (1) 公益財団法人あいち産業振興機構の役員

【意見】役員を選任方法

公益財団法人あいち産業振興機構との関係性や事業の継続性、関連性を考えれば、ある程度やむを得ない面はあるが、同じ団体出身の者ばかりになってしまうと人事及び運営が硬直してしまう危険があるので、定期的に、新しい団体などからもっと広い分野で人材登用することも考慮されたい。

#### (2) 公益財団法人あいち産業振興機構の評議員

【意見】評議員の選任方法

役員的人事及び評議員の人事に関しては、透明性、公平性を確保するために、同じ組織からの就任や横滑り人事ではなく、それぞれ違う組織から相互に影響を及ぼさない独立した者が就任するよう考慮されたい。

【意見】評議員の報酬について

平成27年11月に要領を改正し、（公財）科学技術交流財団機種選定委員会において、定期保守・点検費用が年間100万円を超える見込みである物件を選定する場合には、定期保守・点検費用を検討事項に加えることとした。

平成27年11月に開催したあいち健康の森健康長寿フェスティバルや、同年10月から平成28年2月にかけて実施しているヘルスツーリズムモニターツアーにおいて、げんきの郷と連携し、同施設利用者にあいち健康プラザについて周知する等、協力して施設の利用促進を図っている。

平成27年11月にげんきの郷など周辺施設と連携したあいち健康の森健康長寿フェスティバルを開催し、また、同年10月から平成28年2月にかけて同様に周辺施設との連携によるヘルスツーリズムモニターツアーを実施する等、施設の利用促進、活性化を図っている。

役員構成については、機構との関係性などを検討した結果、平成26年度末をもって副理事長職を廃止するとともに、平成27年6月の役員改選時に新しい団体から理事1名を新たに選任した。

平成27年6月の役員・評議員の改選時に、それぞれ異なる組織から選任を行い、相互に影響を及ぼさない独立した者の占める割合を高めた。

評議員の報酬に関しては、各法人によって、その業務内容や責任の度合いが異なるのであるから、当然、当評議員の業務内容や責任の度合いに応じた金額を決定すべきであり、安易に他の県関係団体の支給状況に影響されるべきではない。

【平成23年度包括外部監査】

(県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について)

第1 愛知芸術文化センター（栄施設）

1 はじめに

【意見】施設の管理・維持

現在の逼迫した県財政状況において、栄施設の大規模修繕は予算面から大きな障害があるものと考えられる。しかし、将来的に予算上の理由から現状の大規模修繕ができない状況が続く、かつ、その状況下で事故・不具合等が頻発する状況まで至ってしまったとすれば、大事故発生時に県が入っている公立文化施設賠償責任保険・公立文化施設貸館対応興行中止保険双方において免責条件となってしまう、県が直接的に多額の賠償金を支払わざるを得ない状況となる可能性も否定できない。かかる点からしても、中長期的視野から、大規模修繕も含めた早期の修繕計画の立案が強く望まれる。

【平成21年度包括外部監査】

(支出に関する事務の執行について（内部統制の観点から）)

第1 外部監査の結果

1 出納事務局

【意見】財務システムの投資有効性評価について

愛知県では、情報企画課が「IT投資適正化評価シート」を利用して、企画、開発、保守、運用の段階ごとに、情報化投資の有効性評価を実施する仕組みが整備されている。しかしながら、財務システムのサーバシステムへの再構築は適用外とされ、実施されていない。

「IT投資適正化評価シート」を利用した有効性評価は、情報化投資の効果や目的が達成されたかどうかを分析、評価し、継続的な改善を実施する有益なツールであり、財務システムのサーバシステムへの再構築に関しても実施すべきと考える。「IT投資適正化評価シート」を利用した有効性評価の実施について、機器更新時には情報企画課と協議・検討することが望まれる。

(病院事業庁における財務事務及び事業の管理について)

第1 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 がんセンター愛知病院

【意見】がん診療拠点病院の指定

がんセンター愛知病院が、三河地域におけるがん医療の中核病院となるためには、がん診療連携拠点病院の指定を受けることが不可欠といえる。

【平成19年度包括外部監査】

(公の施設における指定管理者制度の運用状況)

評議員の報酬については、同様の業務を行っている県内外の類似団体の状況を参考に検討を行い、平成27年6月の評議員会で承諾を得た。

今後、報酬改正時には同様の検討を行う。

大規模修繕に係る実施設計を平成27年度に行い、今後の改修工程等を作成した。

「IT投資適正化評価シート」を利用した有効性評価の実施について、情報企画課と協議・検討し、平成27年度に実施した機器更新に係る予算検討時には、「IT投資適正化評価シート」のうち「調達段階における成果確認(チェックシート)」を活用した。

がんセンター愛知病院は、厚生労働大臣から平成27年3月31日付けで、岡崎市と幸田町からなる西三河南部東医療圏における「地域がん診療連携拠点病院」に指定された。



第1 外部監査の結果  
 1 個別施設の検討結果  
 (1) 各施設

ア 愛知こどもの国

【意見】退職給付引当金の引当不足額について

(公財)愛知公園協会では、退職給付引当金の積立不足が明らかである以上、新公益法人会計基準を適用した上で、退職給付引当金を計上することが必要である。

過去の退職手当引当金の積立不足額について、最大限の経費削減により生じた利益を積立不足額に充当するよう取り組んだ結果、平成26年度で積立不足が解消された。

イ 大高緑地

【意見】任意指定について

大高緑地は、整備計画上の予定地の一部に未買収用地があり、未概成であることから指定管理者を任意指定しているが、「施設の整備手法から管理者が特定される施設」であるとは判断されず、公募者が収支計画等を把握できる段階（整備計画の実施設計が完了した時）で公募の対象施設とすべきである。

整備計画の実実施設計が完了し、公募者が収支計画等を把握できる状況となったため、平成27年度に実施した指定管理者の選定手続に当たり、公募の対象施設とした。

(建設部の委託料及び役務費に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 流域下水道維持管理業務について

【意見】将来の流域下水道事業の管理体制の検討

流域下水道事業の管理業務の将来はどうあるべきかについては、今後、外部有識者も構成員とした委員会等において、直営化（一部事務組合、包括的民間委託の導入等）、指定管理者の公募、任意指定等のメリット、デメリットについて高い見地から幅広く検討することが必要である。

流域下水道事業の管理体制については、13名の外部有識者へのヒアリングを実施するなど、各手法のメリット、デメリットを幅広い見地から検討した結果を踏まえ、平成27年度に指定管理者の選定を行った。

【平成16年度包括外部監査】

(水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について)

第1 水道事業及び工業用水道事業

1 愛知用水水道北部事務所旭ポンプ場

【意見】遊休固定資産について

現在遊休土地になっている旧大谷浄水場用地について、今後は資産の有効活用の観点から、他の用途へ転用するか早期に売却等を計画することが望まれる。

旧大谷浄水場用地は、太陽光発電用地として20年間貸し付けることとし、平成27年度に貸付契約を締結した。

28監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県教育委員会委員長から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成28年 3月11日

愛知県監査委員 西川 洋 二  
 同 青山 學  
 同 後藤 貞 明  
 同 中野 治 美  
 同 神戸 洋 美

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
【平成24年度包括外部監査】 (県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執	

行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～)

第1 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

1 組織及び人件費

(1) 役員、職員数の推移

【意見】職員専門性について

安全で魅力あるスポーツ施設の管理運営を行うためには、各施設に専門資格者を適切に配置することが重要であると考えます。

県としても、指定管理者の募集要項上、一定の役職者以上に専門資格の取得を義務付けるなどして、指定管理者の運営管理の専門性を高める工夫をすべきである。

【平成18年度包括外部監査】

(教育委員会に関する財務事務の執行について)

第1 外部監査の結果及び意見

1 その他の委託費

(1) 教職員人事システム運用保守業務委託について

【意見】随意契約の理由について

システムの設計思想及びその内容を熟知した技術者が作業に当たることが必要であるということを随意契約の理由としているが、必ずしも、開発した業者でなければならないと断言できるものではない。落札率が著しく高い値となっている状況を踏まえれば、入札等による競争原理を導入することが望ましい。

【意見】予定価格について

建設コンサルタントに委託を行う場合と人事情報管理業務の運用の保守委託とは必ずしも業務内容が一致しておらず、高度な技術者のみにしかできない業務内容であるとも考えにくいため、建設コンサルタントの設計業務の単価に囚われることなく、各運用保守委託契約における予定価格の見積方法を参考にして、システムの運用保守委託業務に必要な経費を正確に見積もる必要がある。

平成27年度に実施した指定管理者選定にあたり、運営管理の専門性を高めるため、人材育成計画を盛り込むよう募集様式を改め、施設職員の専門性に係る審査項目の配点を高めた。

平成27年度に教職員人事システムを含めた人事給与等統合システムの設計、開発業務委託（運用保守業務を含む。）に係る業者の選定を総合評価落札方式の一般競争入札により実施した。

平成27年度の教職員人事システムを含めた人事給与等統合システムの設計、開発業務委託（運用保守業務を含む。）に係る業者の選定時に、運用・保守の作業内容や難度、実績、人員体制、開発、改修・更新時の規模等を勘案して経費を積算した。